

飲食店営業時間短縮要請協力金 想定Q&A

Q1 営業時間短縮要請に対する協力金の概要は？

A1 令和3年4月25日（時短要請の前日）時点で、店舗の営業に必要な許可（要請期間を通して有効なもの）等を所持したうえで、常態的に20時を越えて対象となる店舗を運営している飲食事業者が、4月26日（遅くとも4月28日）から5月11日までの全ての期間で時短に応じていただいた場合に支給します。

金額については中小企業には売上高に応じて2.5万円から7.5万円、大企業の場合は20万円又は前年度もしくは前々年度の1日あたりの売上高 $\times 0.3$ のいずれか低い額を上限に、1日あたり売上高の減少額 $\times 0.4$ を支給します。

Q1-1 県の実施する他の新型コロナウイルス関連の協力金等とこの協力金は、重複して申し込むことができるのか？（4/27更新）

A1-1 1/18から2/7を期間とする三重県の時短要請協力金や、三重県飲食店・取引事業者等事業継続支援金は、今回の協力金とは主旨が異なるため、重複して支給を受けることができます。国の実施する新型コロナウイルス関連の支援金等については、今回の協力金では制限していませんが、国の制度で制限を設けている場合もありますので、それぞれの制度の担当省庁等にお問い合わせください。

Q2 飲食店とは何を指すのか？

A2 食品衛生法上の飲食店営業許可、又は喫茶店営業許可を受けている店舗を指します。

Q3 協力金の対象となる、飲食店を運営している事業者とは、具体的に何をさすのか？

A3 対象店舗を運営している事業者とは、その店舗を所有又は長期賃貸借し、常在する店舗の営業時間・営業内容に関する決定権を有するものを言います。

Q4 大企業も協力金支給の対象となるか？

A4 大企業も対象となります。なお、協力金の算定方法は売上高減少方式(1日当たりの売上高の減少額 $\times 0.4$)に限定されます。

Q5 対象外となる店舗はあるか？

A5 以下の店舗は対象外となります。

- ・テイクアウトやデリバリー専門店
- ・スーパーやコンビニでイートインスペースのある店舗
- ・キッチンカー等による営業
- ・24時間営業のネットカフェや漫画喫茶など、宿泊が主目的の施設
- ・従業員食堂や給食施設など、病院、学校、事業所内などに存在し、特定の関係

者のみが利用する店舗（一般の方向けに営業している施設は対象）

- ・行事や祭り、イベント等で出店を行う場合
- ・旅館等の宴会場で、宿泊客のみに飲食を提供する場合
- ・屋外のみ飲食スペースがある場合（但し、ビアガーデン、バーベキュー施設等は対象（Q12参照））

Q6 オーダーストップが20時でもよいのか？

A6 オーダーストップや会計を済ませるのみではなく、お客様にお帰りいただく必要があります。お客様が混乱せず、20時までに閉店できるよう、オーダーストップ時刻を設定してください。

Q7 県内に複数店舗を持つ場合、店舗数に応じた協力金が支給されるか？

A7 県内に複数店舗がある場合、全ての県内店舗で時短要請に応じていただければ、県内の全店舗に対して協力金を支給します。

但し、県内店舗のうちの一つでも時短要請に応じていただけていないものがある場合は、全ての店舗に対して協力金は支給されません。

Q8 20時以降、お客様が退店してなくても、飲食の提供を行っていないければ、要請に応じたこととなり、支給対象となるか？

A8 20時にお客様が全て退店している状態で閉店していただく必要があるため、対象となりません。適切なラストオーダーの時間設定やお客様への閉店時間の周知等をお願いします。

Q9 旅館やホテル等の宿泊施設や、宿泊施設内にあるレストラン等も、20時までに飲食の提供をやめれば支給対象となるか？

A9 ホテルや旅館が宿泊者を対象として飲食を提供する場合は、時短要請の対象ではありません。

しかし、旅館やホテル内の施設であっても、宿泊客以外のお客様が来店するレストラン等の場合20時までの営業としていただければ対象となります。但し、この場合、対外的に宿泊者以外が20時を越えて常時利用することができることが公表されており、宿泊者以外のお客様を対象とした営業が令和3年4月25日以前から行われていることが必要です（例えば、宴会の予約が入ったときのみ飲食サービスを提供している例などは対象外です）。

なお、宿泊者に対してルームサービスで飲食を提供することは、時短要請の対象ではありません。

Q10 ショッピングセンター内のフードコートは対象となるか？

A10 個々の店舗で、従来から20時を越えた営業であるか等の要件により判断しますので、フードコート全体が時短したことにより、全店舗一律に協力金が支給されるわけではありません。

なお、令和3年4月25日以前からフードコート全体が時短や休業をしている場合は対象外となります。

Q11 24時間営業の飲食店はどのように対応すればよいか？

A11 20時から翌5時までの間、店内にお客様がいない状態で閉店していただくようお願いいたします。

Q12 1月の時短要請では対象外とされていたビアガーデン等は要請の対象となるか？

A12 「食品衛生法上の飲食店営業許可、又は喫茶店営業許可を受けている店舗」である場合は対象とします。

※感染状況の悪化や、屋外での親族・友人間の会食でも感染拡大が見られていることなどをふまえ、広く会食の場を対象とする観点から、ビアガーデン、バーベキュー施設等についても、「食品衛生法上の飲食店営業許可、又は喫茶店営業許可を受けている店舗」である場合は対象とします。

Q13 カラオケ店は対象となるか？

A13 「食品衛生法上の飲食店営業許可、又は喫茶店営業許可を受けている店舗」である場合は対象となります。

なお、飲食の提供を20時で終了したうえで、カラオケのみ提供する形の営業を行うことは、時短要請に応じているとは認められませんのでご注意ください。

Q14 キッチンカーは対象となるか？

A14 お客様が入る飲食スペースを有していないため、テイクアウトやデリバリー同様対象外です。

Q15 ウェディング専用施設やセレモニーホールにおける飲食は対象か？

A15 結婚式場・葬祭場等の人が集まる施設であって、当該施設本来の目的で利用するお客様のみならず飲食を提供する場合は対象外となります。

※例：施設内でのディナー営業など不特定多数の方に飲食を提供する場合は対象となりますが、結婚式又は葬祭などで利用する方のみならず飲食を提供する場合は対象外となります。

Q16 24時間営業しているネットカフェ、漫画喫茶など飲食店営業許可を得ており、飲食を提供する施設で、完全個室となっているタイプのものも対象となるのか？

A16 内閣官房からの事務連絡により、ネットカフェ・漫画喫茶等、宿泊を目的とした利用が相当数見込まれる施設については、特措法に基づく要請を行う施設の対象外とされていることから、対象とはしません。

Q17 社団法人、財団法人、特定非営利活動法人（NPO法人）、宗教法人などは協力金の対象となるか？

A17 時短要請の対象となる店舗を運営する者であって、要請を受けて営業時間の短縮を行った場合であれば対象となります。

Q18 飲食店営業許可の名義と、協力金の申請名義が異なってもよいのか？

A18 協力金の申請者は、原則として、飲食営業許可を受けた事業者です。営業許可の名義と協力金の申請名義が異なる場合（営業委託を受けて営業している場合等を含む）は、その理由を証明する書類が必要となります。

Q19 飲食店の許可が失効していたが、協力金の対象となるか？

A19 令和3年4月25日以前から有効で、かつ時短要請期間の全てを通して有効な許可を得ている場合に対象となりますので、失効している場合は対象になりません。

Q20 時短ではなく、休業した場合でも協力金の対象となるか？

A20 対象事業者が、時短要請期間の全てを通して時短又は休業していただければ支給対象となります。

Q20-2 時短ではなく、営業時間を前倒しする場合は協力金の対象となるか？

（例えば、19時から23時の営業を、15時から20時に変更する場合）（4/26更新）

A20-2 20時から5時までの間に営業を行わないようにしていただくことが今回の時短要請の主旨ですので、営業時間をずらして20時までに営業を終わらせていただく場合も、協力金の対象となります。

Q21 要請期間中に定休日があるが、この間は協力したこととなるのか？

A21 時短営業だけでなく、要請期間中に休業していただくことも要請に応じていただくとみなします。時短要請に全面的に協力いただいている店舗であれば、定休日であっても、協力金を減額することはありません。

Q22 通常時は20時までの営業であるが、予約があったときだけ20時を越えて営業する場合がある。この場合、支給対象となるか？

A22 時短要請の対象となる営業時間の「通常時」は、対外的に告知されている営業時間で判断させていただきます。通常の営業終了時刻が20時を越えている店舗でなければ対象外です。

Q23 飲食店とその他の業種を同一店舗で実施している場合、20時の時点で飲食の提供を終了すれば、他の業種の方は20時を過ぎても営業を続けても協力金の対象となるか？

A23 飲食の提供と他の業種が一体となって営業されている場合は、20時で閉店していただく必要があります。

但し、飲食店と他の業種が分離していることが客観的に確認できる場合は、飲食店のみ時短営業にご協力いただければ対象となります。

Q24 時短要請期間中、すべての期間において時短営業を行わなければ、協力金が支給されないのか？

A24 感染拡大阻止の趣旨に鑑み、要請期間の途中から時短営業を行った場合や途中で時短営業を中止した場合は、協力金の支給対象とはなりません。

要請期間は4月26日～5月11日ですが、時短開始が4月26日に間に合わない場合でも、4月28日までに時短を開始していただければ対象となります。そのうえで、5月11日までの期間、すべての期間で要請に対応していただく必要があります。また、支給金額は、時短を開始した日に応じて算定されます。

Q25 20時以降、テイクアウト専門で営業しても、協力金の対象となるか？

A25 飲食店を閉店し、お客様に全て退出していただいたうえで、テイクアウトやデリバリー専門として営業していただく場合、協力金の対象となります。

Q26 4月28日までに時短営業を開始すればよいとのことだが、4月26日～28日の間であれば、店舗ごとに時短営業の開始日が異なっても差し支えないか？

A26 店舗ごとに時短営業の開始日が異なっても差し支えありません。なお、協力金の額は、店舗ごとに時短営業の日数に応じて算定されます。

Q26-2 既に以前から新型コロナウイルスコロナに対応して自主的に休業しているが、そのまま継続して休業すれば、時短要請に協力したことになり、協力金の対象とな

るか？（4/26 更新）

A26-2 あくまでも休業することを決めたのは自主的なご判断であり、県の要請に従って行う休業ではないため、対象とはなりません。

Q27 時短要請期間中に営業を開始した場合、対象となるか？

A27 原則として対象外ですが、以下の場合のみ、例外的に対象とします。

- ・令和3年4月25日以前に飲食店又は喫茶店の営業許可申請をしている。
- ・令和3年4月25日以前から開業予定日が時短要請期間中であつたことが確認できる。
- ・通常の営業時間が20時を越えていることが確認できる（時短要請期間以降に20時を越えて営業している）

なお、この場合、協力金の額は、支給額下限（売上高方式の場合日額25,000円×営業開始日から5月11日までの日数、売上高減少方式の場合0円）となります。

Q28 時短営業を示す「貼り紙」が県HPにあるが、必ずこの貼り紙を使用しなければならないのか？

A28 時短要請に応じていただくにあたっては、お客様に、

- ・県の要請に応じていること
- ・通常の営業時間ではなく、期間中は営業時間が20時までであること

を周知していただく必要があります。

必ずしも、県HPに掲載する貼り紙を使用する必要はありませんが、貼り紙に必要な事項が記入されていないと協力金が支給されないことがありますので、できるだけ県HPのものをご利用ください。

<貼り紙に掲載必要な事項>

- ・県の要請に応じていること
- ・実施期間（＝要請期間）
- ・要請期間中は、20時までで閉店すること
- ・従来営業時間からの変更を明記
- ・店舗名（住所含む）

Q29 協力金の支給を受けるために、感染防止対策を講じている必要はあるのか？
（4/26 更新）

A29 業種別ガイドラインに沿った感染防止対策等を講じていただくことは、以前より事業者の皆様をお願いしているところです。今回の時短要請の主旨が感染拡大防止対策ですので、業種別ガイドラインに沿って適切な感染防止対策を行っていることは協力金支給の前提となります。

Q30 時短要請に協力した店舗名は公表するのか？

A30 検討中ですが、公表する予定です。

Q31 申請資料はいつ公表されるのか？

A31 5月中旬以降を予定しています。